

西設相制第1号平成25年4月2日

総務大臣 新藤 義孝 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ。

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾和俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

接続約款変更認可申請書の補正について

平成25年1月22日付け西設相制第92号をもって提出しました接続約款変 更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

記

補正事項

別紙のとおりであります。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

別紙 西設相制第92号 (平成25年1月22日) の補正内容

第1表 接続料金

料金表

第1網使用料

2 料金額

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

	区 分	単位	料金額	備	考
(1) 公衆電話	当社が設置する公衆電話の電話機	1秒ご	1.0997 円		
発信機能	等により、通信の発信を行う機能	とに			
(2) (略)	(略)	(略)	(略)		

IΒ

附 則

(実施時期)

1 1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定のうち、第3条 (用語の定義)第 98-3 欄、第5条(標準的な接続箇所)、料金表(第 75 条(工事費及び手続費等の 遡及適用)に規定する工事費、手続費及び負担額(第4表(光信号引込等設備に係る負担額)第2 (光信号引込等設備の撤去に係る負担額)第1号に規定する光信号引込等設備の未償却残高の算定にあたっては、改正後の第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率によることとします。)を除きます。)、技術的条件集、附則第 18 条及び 附則(平成 23 年3月 31 日西相制第 144 号)に係るものについては、平成 25 年4月1日から適用します。

2~3 (略)

料金表

第1表 接続料金

第1網使用料

2 料金額

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

	区 分	単位	料金額	備	考
(1) 公衆電話	当社が設置する公衆電話の電話機	1秒ご	1.0983 円		
発信機能	等により、通信の発信を行う機能	とに			
(2) (略)	(略)	(略)	(略)		

新

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成25年4月1日に遡及して適用します。

2~3 (略)